

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十七年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇二十 (略) (削る)</p> <p>二十一〇二十八 (略) 二十九〇四十六 (略) 四十七 和歌山北部臨海南部地区</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 和歌山県有田市初島町浜の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ハ イ及びロの区域に介在する道路の区域 四十七の二〇六十六 (略) (削る)</p> <p>六十七〇六十九 (略) 七十七〇七十五 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十六年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇二十 (略) 二十一 久里浜地区 神奈川県横須賀市久里浜九丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>二十二〇二十八の二 (略) 二十九〇四十六 (略) 四十七 和歌山北部臨海南部地区</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 和歌山県有田市初島町浜及び港町の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ハ イ及びロの区域に介在する道路の区域 四十七の二〇六十六 (略) 六十七 唐津地区 左賀県唐津市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 西大島町の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(2) 二タ子三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>六十八〇六十九の二 (略) 七十七〇七十五 (略)</p>

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務）
 第二十二條 法第十九條の二第一項の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

（広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務）
 第二十二條 法第十九條の二第一項の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

2 （略）

2 （略）

別表第三（第二十二條關係）

区分	区域
第一地区	（略）
第二地区	（略）
第三地区	（略）
第四地区	（略）
第五地区	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域
第七地区	（略）
第八地区	（略）

別表第三（第二十二條關係）

区分	区域
第一地区	（略）
第二地区	（略）
第三地区	（略）
第四地区	（略）
第五地区	区域令別表第十九号から第二十一号まで及び第三十一号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十号に掲げる地区の区域
第七地区	（略）
第八地区	（略）

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区
(略)	(略)	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十八号及び第七十一号に掲げる地区の区域	(略)

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区
(略)	(略)	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十七号、第六十九号及び第七十一号に掲げる地区の区域	(略)